

第 1 1 回太田市景観審議会会議録

開催日時	平成 2 6 年 1 0 月 2 日 (木) 午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 4 0 分
開催場所	太田市役所 4 階 常任委員会室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増山正明会長 ・ 若林宏宗委員 ・ 小林良男委員 ・ 茂木一博委員 ・ 栗原智史委員 ・ 渡邊美樹会長職務代理者 ・ 権田博良委員 ・ 三野輪明人委員 ・ 西村 豊委員 ・ 丸橋康美委員 ・ 小林則子委員 ・ 朝倉由春委員 ・ 間々田尚広委員 ・ 篠原 貴委員
事務局	(都市政策部) 浅香部長、薊副部長 (都市計画課) 有本課長、丹沢係長、小林主査、山影主任
事務局 (山影主任)	<p>(1 開会)</p> <p>只今より第 1 1 回太田市景観審議会を開会いたします。 本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第 3 9 条第 2 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないと規定されておりますが、本日は全委員 1 5 名の内 1 4 名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
増山会長	<p>改めまして、増山でございます。</p> <p>先ほど、審議会会長就任の際にご挨拶申し上げましたが、ここでは審議会の冒頭ということで、一言ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>景観審議会委員の改正に伴い、先ほど市長より委嘱状の交付を受けました。審議会の任期は二年間となっておりますので、委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>太田市は、平成 2 3 年 1 月より景観法に基づく景観づくりの取り組みを始めた中で、屋外広告物の適正化表示に向けた取り組みを推進してきました。</p> <p>また、事業者や市民への景観に対する意識高揚を目指した啓発事業も行ってきました。</p> <p>今後、この審議会では、太田市の景観づくりについてご審議いただくこととなりますが、太田市の良好な景観を後世に引き継げるように、委員になられました皆様のご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、ご都合をつけていただきありがとうございます。審議に先立ちまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (山影主任)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第 3 7 条 2 項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p>

	<p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。</p> <p>(3 議席の決定)</p> <p>それでは、日程第3、議席の決定をいたします。</p> <p>議席は、審議会名簿に従いまして、順に一番、二番といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>
増山議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、審議会委員名簿のとおり、議席を決定いたします。なお、念のために、議席の順番について事務局から朗読させたいと思っております。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>(審議会委員名簿により議席番号を朗読)</p> <p>それでは、議席の順番を朗読させていただきます。</p> <p>1 番増山委員、2 番渡邊委員、3 番柳澤委員、4 番若林委員、5 番権田委員、6 番小林則子委員、7 番小林良男委員、8 番三野輪委員、9 番浅倉委員、10 番茂木委員、11 番西村委員、12 番間々田委員、13 番栗原委員、14 番丸橋委員、15 番篠原委員</p> <p>以上が議席でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
増山議長	<p>(4 会期の決定)</p> <p>日程第4、会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本会議の会期は、本日一日と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は、本日一日と決定いたしました。</p> <p>(5 会議録署名人の指名)</p> <p>次に日程第5、会議録署名人2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号 5 番 権田委員 議席番号 11 番 西村委員</p> <p>をご指名申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今回の会議は傍聴の方はいらっしゃらないですね。</p>
増山議長	<p>(6 議事)</p> <p>次に日程第6、議事に入りたいと思っております。</p> <p>議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>お手元の議案書2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任について」でございます。</p> <p>部会につきましては景観条例の中で景観に関する専門的な事項を審議するため設置されているものです。太田市では届出等審査部会、表彰等評価部会を設置しております。部会の審議事項につきましては、議案書3ページの太田市景観審議会部会設置要綱の第2条で部会の名称と審議事項を示しております。</p> <p>届出等審査部会につきましては、景観法16条第1項及び景観条例</p>

	<p>第13条第2項の規定による届出。いわゆる大規模な建築物や開発行為に関する届出ということになります。その他太田市屋外広告物条例第7条第1項の許可に関する事。その他市長が認めた事項が審議事項となります。</p> <p>表彰等評価部会につきましては、景観条例第32条の規定による表彰に関する事、景観賞の表彰などがこれにあたります。その他市長が認めた事項ということでございます。</p> <p>部会ではこれらの事項におきまして、専門的にご審議いただきます。部会員の皆様につきましては、原則希望者を募るとい形ではありますが、学識経験者の委員につきましては、あらかじめ選任させていただきます。</p> <p>増山会長には届出等審査部会。渡邊会長職務代理者には表彰等評価部会。柳澤委員と若林委員には両部会をお願いしたいと思います。</p> <p>そのほかの委員につきましては、議案書4ページの部会員選出の表をご利用いただき選出していただければと思います。なお、表彰等評価部会につきましては概ね7名から8名、審議会の半数の委員さんで予定しております。届出等審査部会につきましては、特に人数制限、規定は設けておりません。なお、補足になりますが、表彰等評価部会におきましては、景観賞の審査を行うので平日に一日かけて審議会、部会を開くこともございます。以上で議案第1号の説明をさせていただきます。選出のほどよろしくお願いたします。</p>
増山議長	<p>只今事務局から議案第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任について」の説明をしていただきました。只今説明につきまして、ご意見なりご質問等ございましたらお願いします。</p>
栗原委員	<p>質問というか提案になると思うのですが、これまで審議会の委員としてやってきた中で、届出等審査部会というのは、一度も開かれていない。表彰部会の方だけが開かれているので、全員が表彰等評価部会に入ることはできないのでしょうか。届出部会だけを任意でやるような形にさせていただけるとよいのかと思います。</p>
増山議長	<p>新任の方はなかなか分かりにくい点ではあると思います。半々ということが望ましいと事務局案の説明がございました。一つにはおそらく、先ほどの挨拶の中で触れましたけれども、届出等審査部会を開催して議論をしなくてはならない部分も、これから出てくるのかなと思っています。少し実情に見合った条例の見直しや、議論も必要かなと。おそらくその辺も開催してご出席していただくことがあるかなと。ただ、一方では、全員参加型で表彰についても関与したいというご意見があり、かなり反映した形でこれから進めていきますよね。いわゆる現地審査ということで。ですから、その辺のことも含めていくと、半々くらいでもよいのかなと個人的には思っているのですけれども。栗原委員さんのご意見も委員を経験されてきてのご意見でございましたので、委員を経験されている委員方がどのようにお感じでしょうか。</p>
若林委員	<p>ちょっと話が違いますが、先ほどの1番から4番は事務局の指名ではないけれども、柳澤委員と私は両方に入っていますが、届出等審査部会も活発になってくると、出席の都合をつけるのが難しくなってくるそうです。</p>
増山議長	<p>活発になるというか、その可能性があるということです。</p>

若林委員	表彰部会では現地視察や、表彰式もあります。これで、届出部会も活発になるのであれば、以前のように柳澤委員と私を分けていただけないか。
間々田委員	届出等審査部会は、法律などの知識が必要なのですか。
増山議長	それはないと思います。法律といいましても、景観条例の中である一定規模以上の建物は届出しましょうということで、届出の義務がございすけれども、問題のある物件については届出部会にかかることもある。もう一つは屋外広告物の条例について独自の条例を作っていますので、それについて少し現状にそぐわない部分を見直したり、そういうことがあるのかなど、あくまでも私の想像で申し上げたところがありますけれども、特別、法律についての知識が必要ということではないと思っております。
間々田委員	条例の見直しも、それには入るのか。
増山議長	入ると思います。それは事務局から説明をお願いします。
事務局 (丹沢係長)	届出等審査部会におかれましては、条例や規則を見直す時には、審議会の意見を聞かなければならないと定められておりますので、もしも現行の条例や規則を直す必要があった時には、審議会で検討していただくことになります。その際には部会で審議いただいて、それを会長に報告して、会長から市長に報告するような形になりますので、届出等審査部会については条例や規則の改変、解釈といったものが中心となります。条例の詳細は現場職員で分かっているわけですが、実際にこれを、現状が厳しいのか、緩和した方がよいのか、それともきちんと厳粛にやったほうがよいのかを、市役所ではない民間の事業者の代表であり、市民の代表といった、そういうスタンスでご判断をいただく。そういう主旨の部会になっております。
間々田委員	あくまでも、審査した結果を市長に答申して、条例を変えるのは当然議会にかけてという形になるのですか。
事務局 (丹沢係長)	条例を変えとなれば、最終的には市議会に諮ることになります。
間々田委員	部会で決めるのはあくまでも答申という形ですね。
事務局 (丹沢係長)	事務局から、こういった事例について、現行の規則を直すべきかどうかということで、提案させていただきます。それについて、ご協議いただいて、これは直した方がよい、ということをご判断いただければと思います。最終的には議会にかけるということになります。また、そこまで必要ない場合もありますので、そういったもの場合には、かなり最終判断的な権限は持っています。
増山議長	軽微なもの、場合によっては、議会にかけなくてもよい場合もありますよね。
事務局 (丹沢係長)	条例と、その下に施行規則があり、条例を変える場合には必ず議会を通さないとなりませんけれども、施行規則の場合にはそこまでは必要ない場合があります。その時には審議会の意見が最終判断として反映されるということになります。
増山議長	部会の選任ということに際してのご提案、全員の方が例えば表彰等評価部会にという栗原さんのお考えですよね。それと、若林委員さんからはどちらかに担当を割り振ったほうがいいと。その辺は他の委員

	さんからご意見ありますでしょうか。事務局の方でその辺のご意見を受けて何かありますでしょうか。あるいは、希望をとってもよいのでしょうか。
事務局 (丹沢係長)	全員がどちらかに偏ってしまうと、その後で考えなくてはならないのですが、どちらかに確たる強い希望があるか、どちらでもよいということであれば、希望があればそちらをできるだけ優先させていただきたいと思います。
増山議長	両方というのは中々ご負担が大きい、お忙しい方が多いし。
事務局 (丹沢係長)	おっしゃられたように、確かにこれまでは届出部会は開催されていませんでした。ただ景観条例と屋外広告物の条例が施行されて3年、4年が過ぎる中でそろそろ現状と合わないような、条例の不備を攻めてくるような案件も出始めています。その都度開催が必要なのか、あるいは定期的に年に何回かの開催で見直しの場を設けるのかというのは、事務局として考えているような状況です。今までのように全く開催しないということとはできないと思います。
増山議長	そんなことを私も思っているのですが、ご負担のこともあるのでどちらかに所属していただいて、ご意見いただきたいということでもよろしいかなと思うのですけれども。
間々田委員	希望をとるとなると、今の話のようですと、届出の委員でいいですよとなると、ほとんど出席しない可能性もありますよね。
増山議長	景観審議会には出ていただきます。ただ、その間に部会としての開催の必要性が出てきた場合には、出席していただきます。
間々田委員	提案ですけれども、両方に自由に参加できる、両方に出てもいいし、片方に出てもいい、そうすればいいんじゃないですか。
増山議長	それであると、自由すぎるかもしれない。
事務局 (丹沢係長)	事務局としては固定していただきたい。
間々田委員	固定するわけですよ。その都度好きな時に行くのではなくて。私は表彰だけでいいですとか、私は届出だけでいい、私は両方出たいという選択肢があってもよいのではないですか。
増山議長	審議の内容は、基本的に審議会の中で情報共有はできると思います。実際審議するのは部会設置要綱があって、どちらかに所属していただきたいというのがあのでしょうか。
事務局 (丹沢係長)	現在、必ずしもどちらかの部会に所属するという規定はありません。今回提案させていただく中で、できればどちらかの部会には所属していただきたいと申し上げましたけれども、部会に所属しないという選択肢も許されると思います。先ほど間々田委員がおっしゃられたように、どちらか両方というのももちろん大丈夫です。
増山議長	必ずしも限定されるわけではない。そうしましたら、中々決めにくいこともありますので、事務局で考えている案をご披露していただいて、そして希望があれば移りたいとか両方やってもいいとか、審議会には出席しますが部会は遠慮したいとか、希望をとってしまったほうがよいのでしょうか。
若林委員	混乱させてしまったみたいですがけれども、柳澤委員と私が両方というのは、いきさつがあります。私がもともと表彰等評価部会にいて、柳澤委員が届出等審査部会で、先ほどの栗原委員の指摘のとおり開催されていなかった。柳澤委員は色彩の専門家なので、表彰部会の時に

	<p>私が色彩の専門家がいた方がいいなと言ったこともあって、柳澤委員に表彰部会にも入っていただいて、その関係で私も届出部会との兼務となった。</p> <p>いろいろな議論が出ているのですが、要綱にははっきり規定がないというのですが、15人いる審議員がどちらでもよいというのはおかしいと思いますね。議会や商工会議所でも、部会に分かれて、専門的に分かれてやるのが委員の責任だと思います。両方やるというのは、柳澤委員が色彩の専門家ということもあるし、私の場合忙しくなってもやりますけれども。1番から4番までは事務局の提案通りにして、やはり希望はとるにしても、きちんと部会に分けてやるのがしっかりした会のやり方だと思いますよね。届出部会も、事務局の説明があったように解釈が大切で、代表としてそれはおかしいとかこうあるべきだとか、法律なども事務局はしっかり把握して指導してやってきているわけですから、合わないような問題が出てきたならば、その時に部会の委員が考えて解釈をして提案をする。ですから、部会は二つで専門的にやるべきだと思います。表彰部会の方が活発なので、積極的にやりたいという方は表彰部会に入って頂いて、届出部会の方がやや人数が少ないという程度は構わないと思います。</p>
増山議長	<p>他の委員さんから何かありますか。なければ、その辺のことを基本的なスタンスにさせていただいて、完全に二分ということではないかもしれませんが、事務局から案があると思いますので、それをご披露していただいて、それに対して少し動かす分にはよいのではないかなと、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>それでは、あくまでもたたき台ということでお願いしたいと思います。増山会長には届出等審査部会、渡邊職務代理者には表彰等評価部会、柳澤委員には両方、若林委員にもひとまず両方ということで、権田委員には届出等審査部会、小林則子委員、小林良男委員には表彰等評価部会、三野輪委員、朝倉委員、茂木委員には届出等審査部会、西村委員と丸橋委員は届出等審査部会、間々田委員、栗原委員、篠原委員には表彰等評価部会ということで届出等審査部会が9人、表彰等評価部会が8人ということで事務局案を作ってみましたのでこちらをたたき台として仕上げていただければと思います。</p>
増山議長	<p>何かご意見がありますでしょうか。</p>
間々田委員	<p>個人的には異議ありません。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>補足ですが一応この分け方で、関係団体からご推薦いただいた委員さんにおかれましては、例えば小林則子委員、小林良男委員の専門が建築と保存活動ということで、規則的なものよりは表彰部会かなという判断です。権田委員、三野輪委員、朝倉委員、茂木委員については実務や規則に携わる形になりますので、届出部会に4名の方を入れさせていただきました。</p> <p>市民公募の5名の方の分け方ですが、いただいた応募用紙を読み込み中で、事務局の中で協議しまして、このような形に分けてみました。</p>
増山議長	<p>ある程度根拠のもとに分けていただいているようすが、いかがでしょうか。</p>
若林委員	<p>先ほど部会に分かれてやるということを強調しすぎたようなので、市民公募の方に説明をさせていただいた方がよろしいのかな。例えば、表彰等評価部会を開催しても景観審議会でも最終決定やるわけですか</p>

	ら、そこで表彰に関しても意見を言うわけですよ。逆に今後、届出等で施行規則改正とか出てきた場合も最終決定には審議会が出てくるわけですよ。最終的には景観審議会に係る案件には意見が反映される。
事務局 (丹沢係長)	今のお話ですけれども、規則では、そこまでは必要がないようです。部会長が会長に報告すれば足りるらしいです。前回の審議会で、景観賞の審査の時に、部会の主催で全員参加型、とお話したと思います。その時は、その後審議会を開いて報告するというお話だったと思いますが、形式的にはそこまでする必要がなく、部会長が会長に報告すれば責務を果たしている。そういう解釈になっているようです。
若林委員	そういう解釈になっているようだというお話ですが、そうではなかったから議論していたので、早く言ってもらわないと。そうなると部会の権限が強くなるという方向でいくと。
事務局 (丹沢係長)	これまでは、部会で決定して審議会に報告していた形でしたが、部会で決定したものを審議会議長に報告する、というのが条文です。
若林委員	それでもいいと思いますよね。今までは表彰等評価部会である程度審議して決定したものを、審議会に持っていったら違う意見に変わっていた。部会は何のために議論をしていたのか。
小林良委員	部会で討議をして結論を出して会長に申告をしたと、もう一度審議会で否決されたら何のために議論したのかということになる。どこかに線が引かれていないと。
増山議長	今までも報告だけでしょう。意見交換という形はあったかもしれませんが、そこで審議するということにはなかったと思います。報告という中で意見を伺ったということですから。今の話は必ずしも審議会としても報告ではなくて審議会議長に報告すればいいということ。ただ、それでもよろしいかと思えますけれども、一方ではこれまでと同じように審議会がタイミングよく開催可能であれば、その場で報告ということもあり得るわけですよ。情報は審議会メンバーで早い時期に共有する必要がある。
事務局 (丹沢係長)	あくまでも報告です。
増山議長	報告だと思います。その中で意見交換がありましたけれども。審議して覆すみたいなことはあり得ない。 今の提案というかたたき台を披露していただきましたが、それについてはいかがでしょうか。もし、ご希望があれば変更も可能ですよね。
事務局 (丹沢係長)	あくまでも素案ということなので、変更可能です。
篠原委員	事務局の案で私はよいと思います。学識経験者や各種団体などある程度考えられているのだと思いますので、よいと思います。
増山議長	他の委員さんよろしいでしょうか。これでスタートしてさせていただいて、よろしいでしょうか。 ただ、振り分けはできましたけれども、部会長、副部会長についてはどういたしましょうか。
事務局 (丹沢係長)	事務局の案といたしましては、先ほど申し上げました振り分けの中で、届出等審査部会の部会長につきましては増山会長にお願いしたいと思っております。今日はご欠席ですけれども、柳澤委員に届出等審査部会の副部会長をお願いしたいと思います。 表彰等評価部会につきましては、渡邊職務代理者に部会長をお願いして、若林委員に副部会長をお願いできればと考えております。

増山議長	これは留任といたしますか、変わってないですね。 いかがでしょうか。今の部会長、副部会長につきましての事務局案になります、これでよろしいでしょうか。 (異議なしの声) ご異議ないようなのでこれで、お願いします。
事務局 (丹沢係長)	栗原委員と篠原委員は前回からの続きということになります。今まで届出部会に栗原委員は所属されていて、やり足りなかったなら、先ほど会長からも見直しもかかってくる中で、では今度はぜひというのは大丈夫でしょうか。
栗原委員	大丈夫です。
事務局 (丹沢係長)	では失礼しました。
増山議長	よろしいでしょうか。では、他の委員さんもこれで、スタートするということでもよろしいでしょうか。 いろいろご意見をいただきありがとうございました。お諮りいたします。議案の第1号「太田市景観審議会届出等審査部会並びに表彰等評価部会に係る部会長、副部会長及び部会員の選任について」一通りご説明があったことについて決定ということになりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第1号については議案のとおり決定いたしました。
栗原委員	若干今の話の流れとは違いますが、先ほど表彰等評価部会に関しては部会の中である程度決めてやりますよと、それで会長に報告してという話をされたと思うのですが、届出部会に関しても同じような流れになるわけですか。部会の中で話をして条例とかになるわけですか。
増山議長	どうでしょうか。
事務局 (丹沢係長)	流れとしては、同じように部会で決めて部会長から会長に報告して、会長から市長に報告という形になります。
増山議長	景観審議会の委員にはどこかで報告する形をとるわけですね。タイミングでは会長だけに報告する形になるが。
事務局 (丹沢係長)	会議録などが必要であれば全部の委員さんで共有する方法も考えられます。
事務局 (有本課長)	今回部会を分けさせていただいて、それぞれの部会の内容というのは、皆さんに共有していただくのがよろしいのかなと思いますので、景観審議会を開いた中で委員の皆様にも共有していただくような形を取らせていただきたいと思います。
増山議長	やむを得ない場合には会長のみで済む、ただしその場合にも後日でも審議会開催した時は報告するということですね。
増山議長	それでは報告第1号「景観行政の現状と今後の取り組みについて」事務局から説明をお願いします。
事務局 (丹沢係長)	議案書の5ページご覧ください。報告第1号といたしまして「景観行政の現状と今後の取り組みについて」でございます。議案書の6ページから資料をつけさせていただきました。景観行政の今後の取り組みについてですが、大きく分けまして景観に係るものと景観の中でも屋外広告物に係るもの、こちらの方が二つの柱になっております。景観の事務につきましては、届出の対象行為の受理ということで景観に

影響を及ぼす大規模な行為を届出の対象にしており、指導、規制しております。どのようなものかという、例えば建築物や工作物、建物とか鉄塔などになりますけれども、高さが15メートルもしくは、建築面積が1,000平米を超えるものについては届出が必要になります。その届出について必要事項審査をしております。

その他開発行為、土地の形質、地目の変更ということで面積が1,000平米を超えるもの、または高さが5メートルで長さが10メートルを超える法面を生ずるものということで、こちらのほうも届出の対象になっております。こちらは主に、宅地分譲などが対象となっております。

もう一つ物件の堆積ということで高さが5メートルもしくは面積500平米を超えるような物件堆積についても届出の対象となっております。

太田市の場合平地が多いものですから開発行為などにつきましては、例えば宅地分譲するために農地を転用する、駐車場をつくる、資材置き場をつくるなどが多いのですが、指導や規制がかかってくるのは、建築物に対してが、多くなります。外壁の色などに規制がありますので、面積1,000平米を超えるような建物の外壁については、景観条例の届出をしていただいて、景観条例に定める色彩基準に合わせていただくための指導を行っております。

年度別届出状況としましては、下の欄にあるような状況ですが、年間だいたい100件前後届出をいただいております。約6割が開発行為ですけれども、これは、条例上1,000平米を超える場合、比較的小規模な宅地分譲などが、届出対象となることから件数が多くなっているような状況になります。主な指導案件としましては、建築物に対しての指導が多くなっております。

続きまして7ページですが、届出とは別に景観賞の表彰ということで今年も応募をしていただきましたが、今までに3回景観賞の表彰を実施しております、過去3年の表彰案件、申請件数につきましては、こちらにあるとおりでございます。

続きまして8ページですが、景観賞の表彰とは別にお気に入りの景観発表会ということで、市民の皆さんが一年間に撮りためておいた写真で、こんなところが太田にあるよという場所があれば、応募していただいて、市役所の1階に展示しておりました。今まで市役所1階しか展示しておりませんでしたが、今年は試験的に尾島行政センターにも展示したような形です。もし場所が許せば太田、尾島、新田、藪塚の4地区ありますので会場を探して、時期と会場の都合にもよりまうがなるべく広い範囲で見ただけのような展示の方法にしていきたいと考えています。

今申しあげましたのは太田市の行事ですが、群馬景観展は群馬県が主催しており、各市の景観事務の展示会になっています。今年は6月5日から10日まで群馬県庁1階の県民ホールに展示しました。

次に、関東地方都市美協議会というのがございます。こちらは、各市が毎年順番で事務局になります。今年度につきましては事務局長が新宿区、事務局は足利市、太田市が入ります。来年は足利市が会長市になり、再来年は太田市が会長市になります。今までの例からいきますと、会長市になった場合には、総会や親睦会を開催しております。議長は市長が務める予定です。本年度につきましては12月18日、19日に新宿区で開催される予定でございます。

続きまして9ページをご覧ください。こちらは屋外広告物事務になっております。屋外広告物事務につきましては平成23年1月1日から太田市条例が施行され、それまで群馬県がおこなっていたものを太田市が移譲された形になります。下の表の一番上、平成19年から22年度の平均値をご覧ください。群馬県が行っていた時には、年間で新規申請が63件、以前に申請されていた物件の更新が年間で102件でした。これが、平成23年に太田市に移譲されてからは、新規申請の件数だけで272件、731件、399件というように増加しました。こちらの理由ですが、太田市に移譲されたことに伴い、主に野立ての看板について、市内全域の国道や県道、幹線道路を対象に、ローラー作戦で一路線一路線を調査して、許可申請のないものにつきましては業者に連絡して、申請をするように指導いたしました。その結果、群馬県から太田市に移譲された結果として、これだけ新しく増加した形になります。こちらは主に3年で更新されますので、23年度の新規申請272件は、3年後に更新案件として170プラス272くらいで、24年度につきましても従来の更新件数158プラス731に近い数字が更新件数としてでてくると思います。このように、屋外広告物の規制が行き届かない面がありましたが、そういったところを指導強化して、条例に合うように指導をした結果がこの数字に現れております。

今申し上げたのは申請の事務ですが、次の景観ボランティア制度は、市民の方を募りましてボランティア登録していただいて、身近な地域の違反簡易広告物を監視して、場合によっては除却していただく制度になります。

10ページをご覧ください。屋外広告物の現状と課題及び今後の取り組みということで、先ほど会長がおっしゃられたようなこと、審議会の届出部会で審査していただくのがよいのではないかとこのものを挙げさせていただきました。まず現状ですが、無許可で掲示している広告物について、許可申請が必要であることを認識していない。自分が掲出している広告物が、屋外広告物であるという認識がない。これらは広告業者が、許可申請が必要であることを説明しないなどの理由が挙げられます。また、掲出してある物件の中でも、市の条例で定めた許可基準に適合しない物件が見受けられます。例えば盤面のサイズが大きすぎる、交差点や道路からの後退距離を満たしていないなどの場合がございます。その下の、国や地方公共団体が基準に適合しないものを掲出してしまっているということで、国や地方公共団体が掲出するものについては、条例上の適用除外ということで、あまり規制がかかっていない現状です。市役所が掲出するものなので、そこまでチェックしていなかった。行政の業務だということで掲出しているが、民間が掲出しているものに比べて大きすぎたりするので、指導の際に、市役所の看板は大きいと返されるので、こちらについても極力条件にあわせていただくようお願いしている状況です。次の大規模商業施設ということですが、それぞれの店舗や商業施設については、全体で表示できる面積の上限が定められております。売り場面積、床面積に応じて、表示できる面積が増えていきますが、現在大規模なショッピングセンターやモールなどには対応していない表になっているため、ある程度規模が大きいものについては、事業規模に応じて対応する必要があるのではないかと感じられるところです。

取り組み方針についてですが、既存で無許可の広告物は、許可申請

	<p>をするよう指導しております。許可基準に不適合な広告物は、基準に適合させて許可申請をしてもらうか、除却してもらう形になります。もし、すぐにできないような場合には基準の大きさのみ使用すること、建て替えの際に変更することなどを条件につけて許可をしている案件もございます。これらの指導につきましては、以下の2つを中心に是正指導を実施してきました。市内の国道、県道及び幹線道路、これら沿線の野立て看板になります。その他無許可の自家広告物について指導を行ってきた形になります。</p> <p>今後の検討課題ですが既に実施しているものもございます。許可物件に対する確認調査を強化ということで、これまでは申請していたものを書面審査でチェックしていました。それが3年後に更新申請されて、現況の写真をつけていただいたときに、最初の審査の条件と違った写真がついているケースがありましたので、申請があったら設置後現地を確認するようにしました。その次の案内誘導広告物の認定条件の明確化についてですが、案内誘導広告物というのは、一定の条件を満たせば道路から後退せずに建てられる特性があります。そのため、条件を満たすよう申請してきますが、条例に出ている基準が、主たる表示内容である、となっていますので、その主たる表示内容の解釈については、現場での判断を、その都度苦慮しているような状態にあります。現場の解釈である程度運用していくのか、それとも、文言で厳格に決めてしまうのかで現在悩んでいるところです。その他実情にそぐわない案件が出ましたら、その都度審議会で協議の上、対応を決定させていただきたいと思っております。そうすることによって将来、太田市独自の許可基準を設け、現状や地域の特性を取入れた上で、規制を強化するべきか緩和するべきかという検討がそろそろ必要な時期にきているのかなと感じています。以上報告第1号の報告とさせていただきます。</p>
増山議長	<p>ありがとうございました。只今報告第1号の景観行政の現状と今後の取り組みということで説明をしていただきました。これについて何かご質問とかありますでしょうか。</p> <p>最初の6ページで言われた、建築物等の指導というのは具体的にどんな指導なのでしょう。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>主に壁面の色彩についてです。基準がございまして、マンセル値の基準により、きつ過ぎる色彩というのは遠慮していただくような指導をさせていただきます。ただ、全く使えないのではなくて、見付け面積の20パーセント以内であれば真っ赤な色であっても、認めますけれども、それ以上の面積であれば抑えて下さい、という指導をしております。</p>
増山議長	<p>新しい委員さんにも、景観計画は渡していますか。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>今日、ご用意させていただきました。</p>
増山議長	<p>わかりました。それをご覧になっていただくとマンセルの表が出ていますね。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>基準がマンセル値になっていますので、届出の手引きにマンセル値の番号が入っています。</p>
増山議長	<p>他にいかがでしょうか。都市美協議会のイベントは何かお考えになっていることはありますでしょうか。</p>

事務局 (丹沢係長)	再来年に太田市が会長市ということで、その時にシンポジウムとなっていますけれども、今までの例によりますと市長の講演、シンポジウムが一日目にあつて、二日目はその会長市周辺の視察や見学のようなものが多いようです。
増山議長	その他にはよろしいでしょうか。
小林則委員	これは少し外れてしまうかもしれませんが、以前いただいた太田市の景観計画の概要版の中に重点的な景観づくりの欄がありまして、重点地区を策定していくという説明があったのですが、その辺については審議会に絡んでくるのでしょうか。
事務局 (丹沢係長)	重点地区の申請など上がってくれば、それを認定するうえで審議会の審議をいただく形になると思います。
増山議長	これは部会というか審議会でしょうか。
小林則委員	外壁の色の関係が出てきましたが、大規模店舗法の県の委員をしております、最近では業者も色を意識していると思うのですが、今回八瀬川の近くにスーパーができるのですけれども、街中にできるのですが、残念なことに、フェンスができるんですね、八瀬川沿いにできるので、なんとか配慮できませんかとお願いしたのですけれども、いかんせん大規模店舗法で権限がないので、その辺は通らないのですけれども、何か地域の景観について指定が出来れば、その辺が変わってくるのかなと感じてしまったもので、それについて動きが気になったものですから。
増山議長	太田でも他の町でもそうですけれども、重要な地区、顔となる地区、あるいは早急に手を打たなければならない地区、あるいは古い街並みが残っているなど、いろいろな条件があると思うのですが、いい環境、資質を持って、非常に危機感を持っていて、それで尚且つ地域の熟度みたいなものが上がってきている地区については、公募という形で重点地区になってきますよね。その辺の動きがないと、ここで取り上げる形には成りにくいところではあります。おそらく、動きなり可能性なりがどうなのかなど、そういうものが一つでも動き出せばいいなど、そういうお気持ちだと思っておりますけれども。確かにその通りだと思いますけれども。
事務局 (丹沢係長)	先ほどのスーパーについてですが、重点地区とは別に広告物の禁止区域になっていて、その地域については一般の店舗よりも規制が厳しくなっています。壁面は赤色がメインになっていますけれども。
小林則委員	外壁よりも、八瀬川の通路のところはフェンス張りになってしまうので、少し緑地帯があればいいと思ひまして、規制がないので中々お願いするわけにはいかないと思ひまして。多分規制がかからない限りは、そういったことで市としてのお願いしかないのです。
増山議長	おそらく広告物関係で、いろいろな議論の中で話が出てくるかもしれませんが、そのような話であればどちらかと言えば届出部会のことになるかもしれないし、重点地区という話になれば景観審議会全体として取り上げるようなことですよ。その辺は大きな課題でもあります。それについて他の委員さんから意見ありますか。他にはいかがでしょうか。 よろしいですか。ありがとうございました。報告第1号の景観行政の現状と今後の取り組みについては原案のとおりということでご承認、ご異議ございませんでしょうか。

	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは報告第1号について承認ということでございます。 続きまして報告の第2号第4回太田市景観賞応募結果について説明をお願いします。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>議案書12ページご覧ください。第4回太田市景観賞応募結果についてでございます。13ページに今回の一覧を載せさせていただきました。8月1日から9月30日まで2か月間応募しましたところ、全部で7件の応募をいただきました。内訳ですが、建築物が3件、活動か4件、以上7件になります。こちらの審査について今月の30日に表彰等評価部会において現地にて確認しながら審査を実施したいと思っております。ご都合が許せば表彰等評価部会に属さない委員さんも当日、現地確認に参加していただければと思っております。こちらのほうも前々回の審議会で協議していただきまして、担当の部会の委員さんだけではなく、全員で見て回ろうではないかということになった次第です。30日にお集まりにできない委員さんにつきましては一日予備日を設けました。車両の関係で日にちを指定させていただき、今月27日の月曜日に事務局と一緒に現場を確認していただき、審査していただきます。その際、審査表につきましては事務局がお預かりする形で30日の審査部会において開封する形とさせていただきます。以上報告第2号です。よろしく申し上げます。</p>
増山議長	<p>報告第2号の第4回太田市景観賞応募結果について説明していただきました。これについてご質問、ご意見ありますでしょうか。</p>
篠原委員	<p>応募件数の推移についてお願いします。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>今年が7件、去年が12件、一昨年が12件、最初の時が20件ということになります</p>
増山議長	<p>ちょっと減ったのが残念ですね。他にいかがでしょうか。</p>
栗原委員	<p>30日に参加するか27日かいつまでに連絡すればいいですか。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>今回の審議会で報告させていただいた形になりますが、この後表彰部会で方針を決めます。事務局から通知を送りますので、その後お返事をいただければと思っております。</p>
増山議長	<p>渡邊先生はこれについて何かありますか。</p>
渡邊代理者	<p>部会以外の委員さんで参加していただける場合は、審査の方法については30日か27日に集合していただいた後に事務局から説明をいたします。</p>
増山議長	<p>現地審査に出かける前に30分ほど説明をいただけるということですね。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>市役所の会議室に集まっていただき、審査表や審査の着眼点などを説明させていただいて、統一見解をもっていただいた後に回っていただき、現地審査をしていただく形になります。</p>
増山議長	<p>他にありますか。よろしいでしょうか。 他にご意見ないようですのでお諮りいたします。報告第2号第4回太田市景観賞応募結果については原案のとおり承認ということでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) 異議なしと認め原案のとおり第2号につきまして承認をいただき</p>

	<p>ました。</p> <p>予定されていた議案につきましては、すべて審議は終了いたしました。以上をもちまして審議を終了いたします。議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (山影主任)	<p>(7 その他)</p> <p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には慎重なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。</p> <p>只今、ご審議いただきました案件につきましては、いただいたご意見等を参考に事務を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>その他、委員の皆様から何かご意見ご質問ございますか。</p>
事務局 (山影主任)	<p>(8 閉会)</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>なお、先ほど表彰等評価部会へ配属された委員におかれましては、この後お時間をいただき、表彰等評価部会を開催させていただきますので、そのままお待ちいただくようお願い申し上げます。</p>